根室市狩猟免許取得等補助金の概要について

１．趣　　旨

有害鳥獣による農林水産物等の被害を防止するため、**新規に狩猟免許（第一種銃猟免許及びわな猟免許）並びに猟銃所持許可の取得及び猟銃等を購入された方に対して**、補助金を交付します。

２．補助対象者

狩猟免許の取得時又は猟銃等の購入時に根室市に住所を有し、市税等に滞納がなく、北海道猟友会根室支部に所属している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者。

（１）第一種銃猟免許を取得した者

（２）わな猟免許を取得した者

（３）鉄砲刀剣類所持許可証の交付を受け、初めて猟銃等を所持した者

３．補助金の額

区分	内容	補助金額
１．狩猟免許取得に係る経費	①狩猟免許試験予備講習会受講料 ②狩猟免許試験申請手数料	実費相当
	③医師の診断書料	上限 5,500 円
２．猟銃所持許可に係る経費	①鉄砲所持許可の初心者講習会受講料 ②射撃教習を受ける資格認定申請料 ③鉄砲所持許可申請料 ④射撃教習受講料	実費相当
	⑤医師の診断書料	上限 5,500 円
３．猟銃等の購入に係る経費	①猟銃購入経費 ②ガンケース購入経費 ③ガンロッカー購入経費 ④装弾ロッカー購入経費	上限 200,000 円

４．申請手続き

狩猟免許取得等補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添付のうえ、市役所農林課へ申請願います。

（１）住民票【市役所戸籍住民担当窓口】

（２）市税等に滞納がないことを証するもの【市役所納税担当窓口】

（３）狩猟免状及び銃所持許可書の写し

（４）医師の診断書発行に要した経費を証するもの

（５）射撃講習受講に要した経費を証するもの

（６）猟銃等の購入に要した経費を証するもの

（７）北海道猟友会根室支部に所属していることを証するもの【北海道猟友会根室支部】

（８）誓約書（別記様式第２号）

（９）その他、市長が必要と認めるもの

５．問い合わせ先

根室市水産経済部農林課林務・自然保護担当

電話 0153-23-6111（内線 2212・2213）